

答申第71号  
平成16年11月27日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

個人情報保護審議会  
会長 山下 淳

### 収集の制限の例外について（答申）

平成16年11月26日付け諮問第107号で諮問のあった標記のことについては、適當と認めます。

なお、収集の制限の例外について適當と認める理由等は、下記のとおりです。

#### 記

##### 適當と認める理由等

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物の投棄禁止（第16条）、廃棄物の焼却禁止（第16条の2）、事業者の産業廃棄物の収集・運搬・処分・保管をするに際して一定の基準に従う義務（第12条）を定め、また、一定の場合には改善命令（第19条の3）や措置命令（第19条の5、第19条の6）を行うことができ、さらに、義務違反者に対しては罰則が科されることとなっています（第25条第1項第9号、第26条第1項第2号、第25条第1項第3号）。
- 2 しかし、近年、不法投棄、野外焼却、事業所における保管基準違反等一定の基準に従わない廃棄物の収集・運搬・処分・保管等の不適正処理は、大きな社会問題の一つとなっています。このため県では、夜間・休日パトロール等により、行為者の把握や是正指導に努めていますが、行政の監視が及びにくい場所・時間帯に不適正処理が行われることも多く、従来の人手に頼った監視方法のみでは、廃棄物の不適正処理を効果的に取り締まることが困難になっています。
- 3 このような状況下において、県が義務違反者に対し、行政指導、命令又は告発を行うためには、次のとおり義務違反者の特定や事実の確認を行う必要があります。

不法投棄が多発する場所においては、不法投棄を行った者を特定するために、常時不法投棄現場を撮影し、不法投棄を行った者の映像などの個人情報を収集する必要があります。

過去に不適正処理を行い、上記命令や行政指導を受けた事業者の事業所においては、不適正処理を行っていないかどうかを確認するために、常時当該事業所内を撮影する必要があります。

なお、その際、不法投棄が多発する場所における撮影においては、一般の通行者や運転者の映像が、の事業所においては、従業員、事業所に出入りする者の映像が撮影されることとなります。上記のとおり常時撮影をする必要があるため、やむを得ないものと認められます。

4 また、上記のとおり、義務違反者以外の者を撮影する場合もありますが、次のとおり適切な個人情報保護措置を講じることにより、個人の権利利益の侵害がないように配慮されていることが認められます。

- (1) 撮影の結果、廃棄物の不適正処理行為又はそれに付随する行為が撮影されていない場合は、速やかに撮影結果を破棄すること。
- (2) 撮影の結果、廃棄物の不適正処理行為又はそれに付隨する行為が撮影されている場合は、適切な保存期間を設定した上で、撮影結果を破棄する等必要な措置が採られること。
- (3) 監視カメラを事業所に設置する場合には、事業所の従業員に対しての周知を行うこと。
- (4) 監視カメラの設置を開始することについて、記者発表や県ホームページで事前に周知を図るほか、監視カメラ設置付近には原則として、監視カメラを設置している旨の表示をした看板を掲げること。
- (5) 監視カメラの適正な運用を図るために、使用基準が設けられていること。

5 その他に、次の個人情報保護措置が講じられていると認められます。

- (1) 録画内容の確認は、県民局県民生活部環境課担当職員に限って行われること。
- (2) 映像をコンピュータのハードディスクに記録する場合は、他と接続していないコンピュータを使用するほか、パスワードを設定すること。
- (3) 映像をビデオテープに記録した場合は、ビデオテープを施錠可能なロッカーで保管すること。